

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）
第6条第2項の規定による農地中間管理事業評価委員会の意見

1. 評価対象の事業年度 平成27年度

2. 評価委員会開催日時 平成28年6月24日

3. 意見

- (1) 推進体制について、市町村駐在の推進員を新たに設置し、市町村と連携を図りながら事業を推進していることは評価できる。市町村がより積極的に取り組まないと農地集積は進まないと考えられるので、更なる連携を図っていくこと。
- (2) 周知活動については一定の評価ができるが、十分に浸透していないと思われるので、農地中間管理事業の一層の周知徹底を図ること。特に、出し手農家に対する制度活用に向けた理解醸成に努めていく必要がある。
- (3) 知事が全面に立ってのPR活動や事業推進活動により成果を上げている県があることから、そうした取り組み事例を参考に、関係機関と連携を図りながら事業を推進していくこと。
- (4) 周知用リーフレット、農地中間管理機構のホームページ、アンケート調査については、26・27年度の実施状況に基づく検証や他県の優良事例などをもとに、ブラッシュアップを図り、より一層の効果が発揮されるよう改善に努めていくこと。
- (5) 担い手の高齢化や中山間地域における担い手不足等を踏まえ、県や関係機関と連携を図り、担い手の育成・支援、新規参入に取り組んでいくこと。